

酒税法の改正等のあらまし

このたび、酒税法、租税特別措置法等が改正され、本年4月1日から施行されました（酒税法第22条関係の改正は、本年5月1日から施行されます。）。

このパンフレットは、主な改正事項とその具体的な取扱いを解説したものです。

【改正関係法令】

- ・ 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）
- ・ 酒税法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第136号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）
- ・ 酒税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第33号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）

（目次）

ページ

I	主な改正事項と手続き	
1	酒類の種類・品目の定義の改正（酒税法第3条）	2
2	税率の改正（酒税法第22条）	4
3	税額控除制度の改正（酒税法第30条）	5
4	酒類等の検定制度の廃止（酒税法第41条）	7
5	申告義務の簡素化（酒税法第47条）	7
	(1) 酒類の製成及び移出の数量等申告書の簡素化	
	(2) 酒類等製造見込等(異動)申告の簡素化	
	(3) 酒類等の製造の休止申告の改正	
6	検査を受ける義務の改正（酒税法第49条）	9
7	承認を受ける義務の改正（酒税法第50条）	9
8	租税特別措置法の改正	10
	(1) 清酒等に係る税率の特例の改正（第87条）	
	(2) ビールに係る税率の特例（第87条の6）	
	(3) 酒税の税率の特例に関する留意事項	
	(参考) 法令改正以外の取扱いの改正	13
	(1) 条件緩和の申立等	
	(2) 記帳義務	
	(3) 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い	
	(4) 酒類等の製造・移出等承認	
II	主な様式	
1	酒類等の製造方法申告書	15
2	酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始(異動)申告書	17
3	酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書	19
4	ビールの製造免許を受けない旨の届出書	21
5	税率の特例適用に係る製造場の選択届出書	23
6	酒類の製造・移出等承認申請書	25

I 主な改正事項と手続き

1 酒類の種類・品目の定義の改正（酒税法第3条）

イ 改正の概要

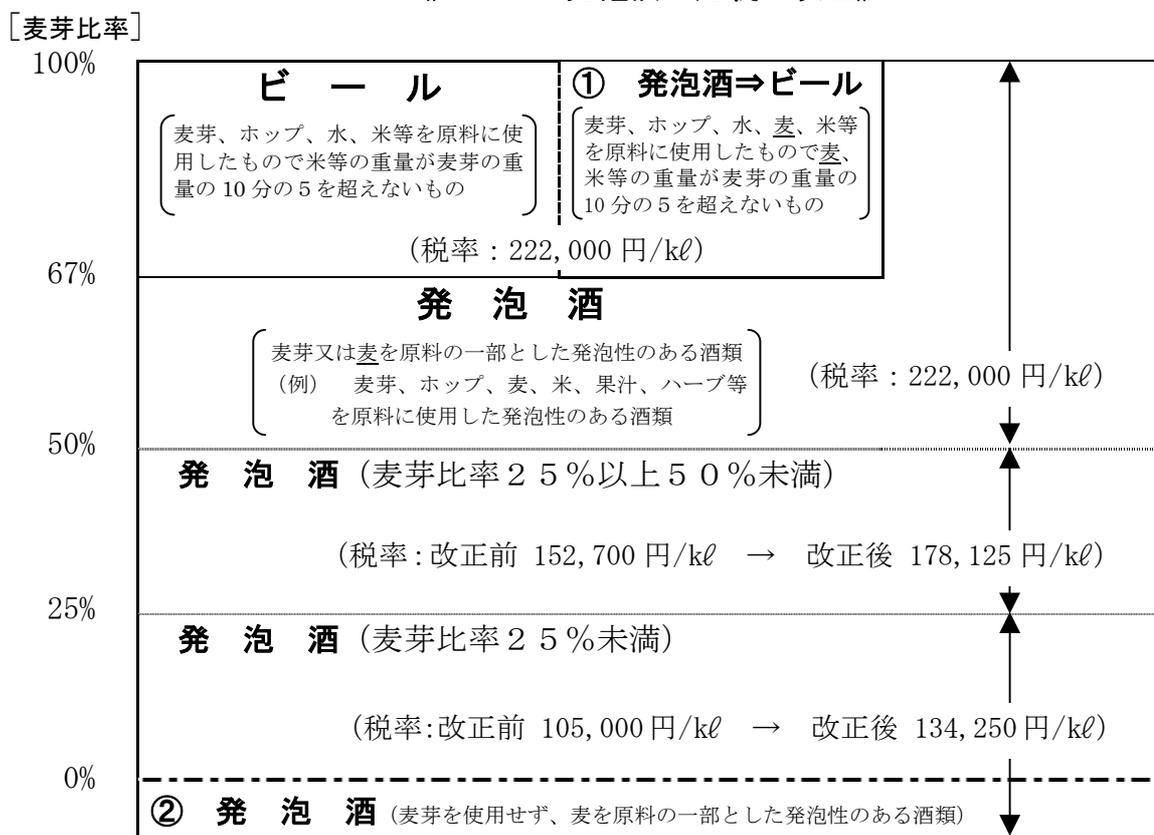
酒類の種類・品目の定義が4月1日から次のとおり改正されました。

- ① ビールの原料として使用できる物品に麦が追加されました。
- ② 発泡酒の範囲に「麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの」が加えられました。
- ③ ①及び②の改正に伴い、スピリッツ類及びリキュール類の定義が改正されました。

(注) スピリッツ類及びリキュール類の定義の改正の詳細は、次ページの(参考)のとおりです。

(参考)

《ビールと発泡酒の定義の改正》



(注) 発泡酒(麦芽比率50%未満)に係る改正後の税率は、5月1日以後に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類に適用されます。

ロ 改正に伴う経過措置等

(イ) 免許関係

今回の改正によりビールとして分類されることになる発泡酒など、種類・品目が変更となる酒類の製造免許又は販売業免許を受けていた場合には、改正前に製造又は販売できた酒類について、引き続き製造又は販売することができるよう免許に関する経過措置が設けられています。

例えば、発泡酒の免許を受けていた場合は、ビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許を受けたものとみなされます。

なお、改正前の免許に期限又は条件が付されていた場合には、その期限又は条件は、経過措置により受けたものとみなされた免許にも付されたものとみなされます。

(注) 1 この経過措置は、現実はその酒類を製造等していたかどうかは問いません。

したがって、例えば、発泡酒の製造免許を受けていたが、改正法の規定によりビールとして分類されることとなる発泡酒を製造していなくともビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許を受けたものとみなされます。

2 ビールの製造免許を受けていない発泡酒の製造者は、8の(2)のロの(ハ)「発泡酒の製造者に係る税率の特例の適用」(11 ページ)を必ずお読みください。

(参考)

酒類の種類又は品目に変更となる酒類

旧酒税法	新酒税法	範 囲
発泡酒	ビール	麦芽、ホップ、水、米等のほか、麦を原料として発酵させたもので、麦、米等の重量が麦芽の重量の10分の5を超えないもの
	スピリッツ類	麦芽を原料の一部とした酒類で、麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部とした発泡性を有するもの(エキス分2度未満のものに限る。) (例) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたものに麦しょうちゅうを加えた発泡性のある酒類(エキス分2度未満)
	リキュール類	麦芽を原料の一部とした酒類で、麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部とした発泡性を有するもの(エキス分2度以上のものに限る。) (例) 麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたものに麦しょうちゅうを加えた発泡性のある酒類(エキス分2度以上)
スピリッツ類	発泡酒	麦芽を原料に使用せず、麦を原料の一部とした酒類(麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。)で、発泡性を有するもの (例) 麦、米、ハーブを原料として発酵させたものに原料用アルコール(麦を原料の一部としていないもの。)を加えた発泡性のある酒類
リキュール類		
その他の雑酒		麦芽を原料に使用せず、麦を原料の全部又は一部とした酒類で、発泡性を有するもの

(ロ) 種類又は品目の表示

今回の改正により酒類の種類又は品目に変更になる酒類の容器等への表示については、原則として4月1日から新たな種類又は品目を表示することになりますが、いわゆる「異なる表示」(酒類業組合法施行令第8条の3第6項)について、酒類製造者の住所地又は製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときには、承認を受けた期間については、改正前の酒類の種類又は品目の表示で販売することができます。

なお、酒類の種類又は品目に変更となる酒類を複数の税務署の管内の製造場で製造している場合の「異なる表示」については、国税局長の承認を受ける必要があります。

2 税率の改正（酒税法第 22 条）

イ 改正の概要

「ビールと発泡酒」、「清酒と果実酒及び合成清酒」、「リキュール類と甘味果実酒及びその他の雑酒」の間の税負担格差を現在の 4 分の 1 縮小することとして、5 月 1 日から発泡酒（麦芽比率 50 パーセント以上のものを除く。）、果実酒、合成清酒、甘味果実酒、その他の雑酒（その他のもの）の税率が引き上げられます。

（税率表）

（単位：円/kℓ）

酒 類	基準アルコール分(度)	現 行	改正後	増税額	改正後の加減算税率
発 泡 酒 (麦芽比率 25%未満)	—	105,000	134,250	29,250	—
〔麦芽比率 25%以上 50%未満〕	—	152,700	178,125	25,425	—
果 実 酒	—	56,500	70,472	13,972	—
合 成 清 酒 (注)	15	79,300	94,600	15,300	6,307
甘 味 果 実 酒	12	98,600	103,722	5,122	8,644
そ の 他 の 雑 酒 (その他のもの)	12	98,600	103,722	5,122	8,644

（注）合成清酒のうち、租税特別措置法第 87 条の 3 《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》第 1 項に規定されている税率が適用されるものについては、上記の税率は適用されません。

ロ 改正に伴う経過措置等

酒税の税率が引き上げられる酒類については、平成 15 年 5 月 1 日(木)を指定日として、酒類業者が所持する増税対象酒類に対して手持品課税が実施されます。

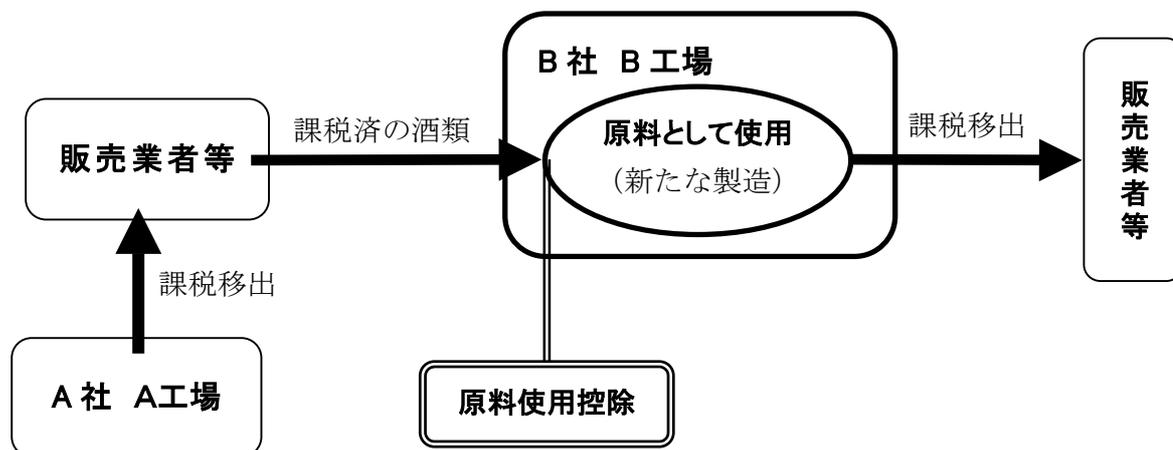
手持品課税の詳細については、「合成清酒、果実酒、甘味果実酒、発泡酒及びその他の雑酒の手持品課税について」（平成 15 年 4 月）を参照ください。

（ホームページアドレス：<http://www.nta.go.jp/category/sake/02/1615/01.htm>）

3 税額控除制度の改正（酒税法第30条）

イ 改正の概要

4月1日から、製造場に移入した課税済みの酒類を再移出した場合の税額控除制度の適用要件に、「酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」が加えられ、課税済みの酒類を原料に使用した場合には、使用したときに税額控除（原料使用控除）ができることとされました。



ロ 手続等

原料使用控除を受ける場合には、課税済みの酒類を原料として製造する酒類について「酒類等の製造方法申告書」（15 ページ）の提出が必要です。「酒類等の製造方法申告書」は、その酒類の製造開始の日の10日前までに税務署長に提出することとされています。

また、酒税納税申告書に添付する「控除（還付）税額計算（明細）書」への記載に当たっては、再移出控除とは別欄に記載するとともに、備考欄に「原料使用控除」と記載してください。

なお、課税済みの酒類を原料として使用した事績については、製造及び移入酒類関係の帳簿に記帳する必要があります。

ハ 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算

原料使用控除を受けようとする場合の原料として使用した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行います。

(計算例)

1 清酒 200 リットル (アルコール分 21.0 度) を移入し、これを割水しアルコール分 8.5 度とした後、250 リットルをリキュール類の原料として使用した場合の控除額

・ アルコール総量によるあん分

$$\frac{8.5 \text{ (度)}}{21.0 \text{ (度)}} = \frac{404.76\cdots}{1,000} \div \frac{405}{1,000} \quad (\text{四捨五入})$$

・ 原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額

$$250\ell \times \frac{405}{1,000} = 101.250\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$196,720 \text{ 円}/\text{k}\ell \times 0.101250 (\text{k}\ell) = 19,917 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(21 度の税率)

2 ブランデー100 リットル (アルコール分 40.0 度) を移入し、これを蔵内のブランデー 60 リットル (アルコール分 55.0 度) と混和した後、90 リットル (アルコール分 45.6 度) を甘味果実酒の原料として使用した場合の控除額

・ アルコール総量によるあん分

(数量×アルコール分=アルコール分の数量) ⇒比率

$$\text{移入酒類 } 100\ell \times 40.0 \text{ (度)} = 40.0\ell \Rightarrow 547.9 \div 548 \quad (\text{四捨五入})$$

$$\text{蔵内酒類 } 60\ell \times 55.0 \text{ (度)} = 33.0\ell \Rightarrow 452.1 \div 452 \quad (\text{四捨五入})$$

$$\begin{array}{r} \text{計} \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{r} 73.0\ell \\ \hline \end{array} \quad \begin{array}{r} 1,000 \\ \hline \end{array}$$

・ 原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額

$$90\ell \times \frac{548}{1,000} = 49.320\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$49.320\ell \times \frac{45.6 \text{ (度)}}{40.0 \text{ (度)}} = 49.320\ell \times \frac{1,140}{1,000} = 56.224\ell \quad (\text{ミリリットル未満切捨て})$$

$$409,000 \text{ 円}/\text{k}\ell \times 0.056224 (\text{k}\ell) = 22,995 \text{ 円} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(40 度の税率)

二 留意事項

- ① 「酒類の原料として使用した」とは、移入した課税済みの酒類を酒税法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定により申告した製造方法に従って新たな酒類の製造用の原料に使用した場合をいい、水や同じ種類 (品目) の酒類と混和した場合 (新たな酒類の製造に該当する場合を除く。) を含みません。
- ② 酒税法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定による申告がない場合又は申告した製造方法以外の方法で酒類の原料として使用された場合は、法令解釈通達第 2 編第 30 条第 3 項関係の 3 《再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算》により控除税額のおん分計算が可能なときであっても再移出控除は適用できません。
- ③ 原料使用控除の対象となる場合には、新たに製造した酒類を更に移出しても再移出控除は適用できません。

4 酒類等の検定制度の廃止（酒税法第 41 条）

酒類が製成されたときには、その酒類の製成時の数量、アルコール分、エキス分、清酒かす等について、税務署の職員による検定（測定）を受けなければならないこととされていましたが、この検定を受ける義務が 4 月 1 日で廃止されました。

なお、今回の改正により検定を受ける義務は廃止されましたが、酒類の製成時の数量、アルコール分及びエキス分、清酒かす等については、酒類製造者が自ら測定し、記帳により明らかにしておく必要があります。

5 申告義務の簡素化（酒税法第 47 条）

(1) 酒類の製成及び移出の数量等申告書の提出回数の削減

酒類製造者は、毎月分の酒類の製成及び移出数量並びに毎月末における酒類の所持数量を翌月末日までに毎月申告（年 12 回）することとされてきました。

今回の改正により、その年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の酒類の製成及び移出数量並びにその年度の 3 月 31 日における酒類の所持数量を翌年度の 4 月末日までに申告（年 1 回）すればよいこととされました。

（注）平成 15 年 3 月分については、平成 15 年 4 月末までに提出する必要があります。

(2) 酒類等製造見込数量等（異動）申告の簡素化

イ 改正の概要

酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者は、毎年その酒類の種類（品目のある酒類については品目）、酒母又はもろみ別に、製造を開始する 10 日前又は年度開始の 20 日前までに酒類等の製造見込数量並びに製造方法等を申告することとされてきました。

今回の改正により、酒類等の製造見込数量の申告が廃止され、酒類等の製造方法が異なるごとにその詳細について、その酒類等の製造を開始する 10 日前までに「酒類等の製造方法申告書」（15 ページ）を 1 度申告すればよいこととされました。

また、申告した製造方法による酒類等の製造を終了した場合には、その製造方法を終了した旨の申告を行うこととされました。

（注）申告した製造方法の酒類の製造を一時的に休止する場合には休止の申告は必要ありません（「(3) 酒類等の製造の休止申告の改正」参照）。

ロ 具体的な申告の取扱い

- ① 申告した製造方法の詳細と異なる製造方法により酒類等を製造する場合には、新たな製造方法の開始の申告が必要となります。また、申告した製造方法による製造を行わないこととした場合には、終了した旨の申告書を提出してください。
- ② 次の場合には、新たに「酒類等の製造方法申告書」を提出する必要ありません。
 - (イ) 原料の種類、原料の処理方法等が同じで、仕込配合比率を同一のまま仕込み数量を増減させた場合。
 - (ロ) 申告した製造方法の酒類等を製造する場合に原材料の品種、品質の影響等により、原材料の使用数量に軽微な増減がある場合。

例えば、ビールの仕込みに使用するホップの使用量を「酒類等の製造方法申告書」

に記載した使用量に対して 10 パーセントの範囲で増減させる場合などが、これに当たります。

ハ 改正に伴う経過措置等

平成 15 年 4 月 1 日現在で製造する酒類等又は製造しようとする酒類等の製造方法の詳細をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出する必要がありますが、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に「酒類等製造見込数量等(異動)申告書」を提出している場合には、改正後の「酒類等の製造方法申告書」を提出したものとみなされます。

(注) 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間に「酒類等製造見込数量等(異動)申告書」を提出している場合であっても、製造方法の詳細に関する書類(1 仕込製造方法等)の添付を省略している場合には、新たに「酒類等の製造方法申告書」を提出してください。

(3) 酒類等の製造の休止申告の改正(4 月 1 日から適用)

イ 改正の概要

酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、3 ヶ月以上酒類の製造を休止しようとするときなどの場合には、休止の申告を行うこととされてきました。

今回の改正により、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に、酒類等の区分ごとの全体の製造を 1 年以上休止しようとするときには、あらかじめ「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」(17 ページ)をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することとされました。

ロ 製造の休止申告の具体的な取扱い

- ① 製造の休止申告は、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に申告してください(同一区分の酒類等の一部の製造を休止するだけの場合は申告する必要はありません。)
- ② 製造の休止申告をした後、申告した休止期間を経過する前に製造を再開する場合(休止期間の短縮)や休止する期間を延長する場合には、「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」により異動内容をその製造場の所在地の所轄税務署長に申告してください。

ハ 改正に伴う経過措置等

酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、平成 15 年 4 月 1 日現在において同一区分の酒類等の全体の製造を休止しており、かつ、平成 15 年 4 月 1 日以後一年以上製造を休止しようとする場合には、平成 15 年 4 月 30 日までに、酒類の種類別(品目のある酒類については品目別)、酒母又はもろみの区分別に、「酒類、酒母又はもろみの製造休止(異動)申告書」をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

6 検査を受ける義務の改正（酒税法第49条）

イ 改正の概要

酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者は、酒類等が亡失したとき、腐敗その他の事由により飲用に供し難くなったとき等には、直ちに所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならないこととされてきました。

今回の改正により、この検査を受ける義務が4月1日で廃止され、これらの事由が発生した場合には、直ちに「酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書」（19ページ）により税務署長に届け出ればよいこととされました。

なお、検査が必要と認める場合には、検査を行うために必要な期間を指定して、廃棄等の処分を禁止することがあります。

ロ 亡失等の届出の具体的な取扱い

- ① 「亡失」とは、天災及び人災により酒類、酒母又はもろみが滅失したことをいいます。
- ② 1回の酒類の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している等の場合には、1か月の範囲内で一括して届出することができます。
- ③ 長期在庫品等で酒類の安全性及び品質の確保の観点から廃棄処分する等の場合には、「その他の事由により酒類が飲用に供し難くなったとき」に該当するものと取り扱うこととしています。この場合には、廃棄の都度届出が必要です。

7 承認を受ける義務の改正（酒税法第50条）

酒類を製造しようとするときなどに承認が必要とされている事項のうち、「酒税法第3条第9号イ、ロ若しくはニに掲げる酒類をウイスキー若しくはブランデーの製造の原料に供しようとする場合又はウイスキー若しくはブランデーに混和しようとする場合」（いわゆる、ウイスキー原酒等をウイスキー等の原料に使用する場合）については、4月1日から承認を要しないこととされました。

8 租税特別措置法の改正

(1) 清酒等に係る酒税の税率の特例（4月1日から適用）

租税特別措置法第 87 条に規定されている清酒等に係る税率の特例については、適用期限が 5 年延長されるとともに、発泡酒及び合成清酒が対象酒類に追加されました。

(注) 発泡酒のうち麦芽比率 50%以上のもの、合成清酒のうち租税特別措置法第 87 条の 3 第 1 項の適用を受けるものは、この特例措置の対象となりません。

また、清酒及びしょうちゅうの軽減割合については、次表のとおり一部縮減することとされました。

【対象とされる酒類に係る軽減割合】

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
果実酒、発泡酒及び合成清酒	30%	30%	30%	30%	30%
しょうちゅう乙類	30%	30%	30%	30%	25%
清酒及びしょうちゅう甲類	30%	30%	30%	25%	25%

(2) ビールに係る酒税の税率の特例（4月1日から適用）

イ 制度の概要

平成 18 年 3 月 31 日までにビールの製造免許を受けた者（前年度におけるビールの課税移出数量が 1,300 キロリットル以下の者に限る。）の各年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）における課税移出数量のうち 200 キロリットルの範囲内のものに対する酒税額を 20 パーセント軽減する措置が創設されました。

(注) 複数のビール製造場を有する製造者については、前年の全製造場のビールの課税移出数量の合計が 1,300 キロリットル以下の場合に、全製造場のビールの課税移出数量の合計が 200 キロリットルに達するまで適用されます。

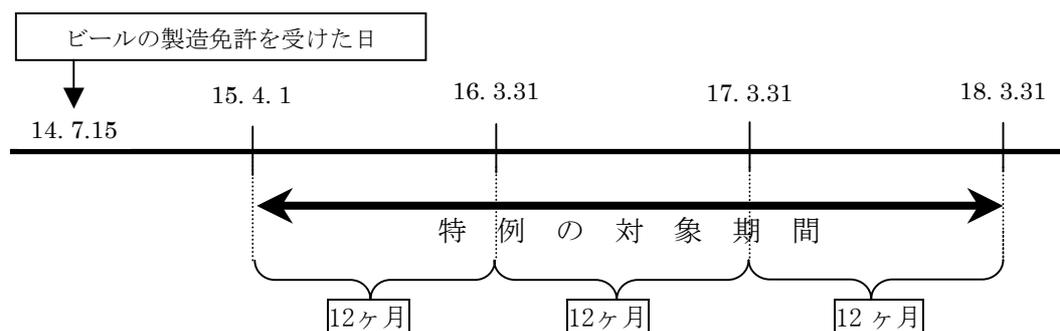
ロ 具体的な取扱い

(イ) 平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けている者

平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けている者の税率の特例の適用期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

〔適用例〕

○ 適用期間



(ロ) 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者

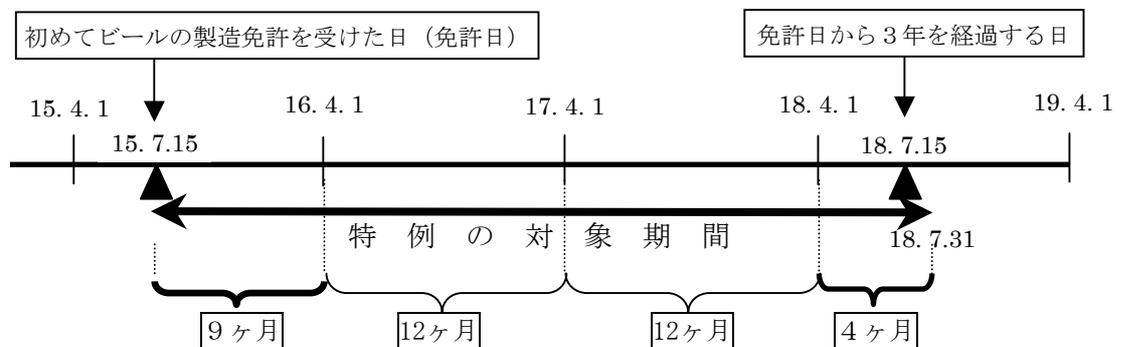
平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、初めてビールの製造免許(期限付免許、試験製造免許を含む。)を受けた者の税率の特例の適用期間は、免許を受けた日から 3 年間です。

(注) 1 初めてビールの免許を受けた者には、「1 酒類の種類・品目の定義の改正」のロの(イ)に記載されているビールの製造免許を受けたものとみなされる発泡酒製造者を含み、平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けていたことのある者(製造免許を取消された者を含む。)は含まれません。

2 平成 15 年 4 月 1 日以降に免許を受けた者の税率の特例の適用期間は、免許を受けた日から 3 年を経過する日の属する月の末日まで(37 ヶ月目まで)となります。

[適用例]

○ 適用期間



○ 適用数量

初年度及び最終年度の適用数量については、それぞれの年度の月数に応じて 200 キロリットルを 12 月で除した数量に当該年度の月数(1 月未満の場合は 1 月)を乗じた数量となります。

当該年度の月数	適用数量(kℓ)	当該年度の月数	適用数量(kℓ)
1 ヶ月	16.666666	7 ヶ月	116.666666
2 ヶ月	33.333333	8 ヶ月	133.333333
3 ヶ月	50	9 ヶ月	150
4 ヶ月	66.666666	10 ヶ月	166.666666
5 ヶ月	83.333333	11 ヶ月	183.333333
6 ヶ月	100	12 ヶ月	200

(ハ) 発泡酒の製造者に係る税率の特例の適用

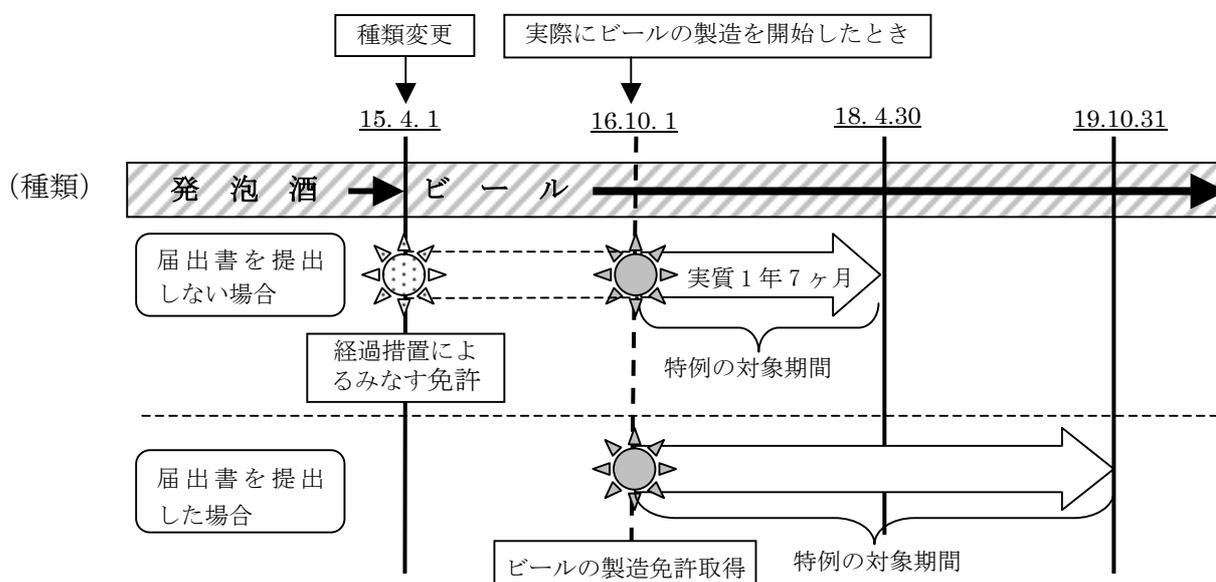
ビールに係る酒税の税率の特例は、今回の改正に伴う経過措置により、発泡酒の製造者が「ビール(麦を原料の一部としたもの)」の製造免許を受けたものとみなされた場合にも適用されます。このため、実際には改正後の法律によりビールとなるものを製造していない場合であっても、特例の適用期間は平成 15 年 4 月 1 日から進行することに

なります（適用期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間となります。）。

したがって、発泡酒の製造者であって、当面はビールを製造しないが、平成 18 年 3 月 31 日までの間に別途ビールの製造免許を取得して製造を開始する予定がある場合には、経過措置によるビールの製造免許を受けると、実際にビールの税率の特例の適用を受ける期間が短くなります。

このため、発泡酒の製造者が平成 15 年 6 月 2 日（月）までに製造場の所轄税務署長に「ビールの製造免許を受けない旨の届出書」（21 ページ）を提出した場合には、ビールの製造免許を受けたものとみなされないこととし、新たにビールの製造免許を取得したときから税率の特例の適用を 3 年間受けることができることとしています。

〔適用例〕



(3) 酒税の税率の特例に関する留意事項

イ (1)及び(2)の酒税の税率の特例が適用される数量の計算は、その年度の開始から順次 200 キロリットルに達するまでの純課税移出数量を積算して行います。

(注) 1 税率の特例は、純課税移出数量を移出した順に順次積算して適用するものです。

したがって、特定の月分だけ適用することや、同一種類（品目）のうち、税率の高いものだけについて適用することはできません。

2 「純課税移出数量」とは、対象酒類の種類・品目ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量をいいます。

ロ 2以上の製造場において税率の特例を適用する場合に、税率の特例の適用数量が 200 キロリットルに達する月については、酒類製造者が選択する 1 製造場で税率の特例を適用することができます。

なお、この選択をする場合には、200 キロリットルに達する月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに選択した製造場の所轄税務署長に「税率の特例適用に係る製造場の選択届出書」（23 ページ）を提出してください。

(参考) 法令改正以外の取扱いの改正

(1) 条件緩和の申立等

ビール、甘味果実酒、スピリッツ、リキュール類、及び雑酒の製造免許について、製造する酒類の範囲に係る条件の緩和若しくは解除を受けようとする場合で税務署長が適当と認めるときは、誓約書の添付のみで条件緩和の申立ができることとしました。

(注) 改正に伴う経過措置により、ビール、スピリッツ、リキュール類及び発泡酒の製造免許を受けたとみなされた場合(1のロの(イ)参照)は、法定製造数量に達するかどうか製造見込数量を確認することがあります。

また、条件緩和後に法定製造数量に達しないときは、取消事由に該当することになりますのでご注意ください。

(2) 記帳義務

アルコール分等の測定方法について、原則として、国税庁所定分析法によることとし、酒類製造者が国税庁所定分析法以外の分析方法を採用しようとする場合には、その測定方法が合理的、かつ、正確な測定方法であると認められるものであれば、酒類製造者の採用する測定方法によることとして差し支えないこととしました。

(3) 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い

酒類の数量確認に使用する流量計については、計量士等による定期的な器差試験を行うこととしていましたが、複数の流量計を使用している酒類製造場においては、器差試験を受けている流量計を基準としてその他の流量計(酒類の移出数量及び移入数量を測定するための流量計を除く。)の器差を確認する方法によることとしました。

具体的な器差の確認方法等は次のとおりです。

イ 基準とする流量計は、計量士等による器差試験を受けたもので、かつ、次の要件を満たすものであること。

① 積算計を有し、積算計の最小表示目盛の単位は1リットル以下のものであること。

② 器差試験の結果、その器差が0.5パーセント以内であること。

ロ 器差の確認は、5年以内の定期に行うこと。なお、流量計の器差がイの②の器差の範囲から外れている場合には、随時器差の確認を行うこと。

ハ あらかじめ、その実施方法等に関する社内マニュアル等を製造場の所在地の所轄税務署長に提出すること。

ニ 器差の確認の記録を保存すること。

(4) 酒類等の製造・移出等承認

酒類等の製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則ですが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認することとしました。

- イ 清酒又はしょうちゅう乙類 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間
ロ イに掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

酒税法条項	承認事項
酒税法 第50条第1項第1号	法第3条第3号ロに規定する清酒を製造する場合の承認
酒税法 第50条第1項第4号	ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認
酒税法施行令 第56条第2項第1号	砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認
酒税法施行規則 第16条第1号	しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)
酒税法施行規則 第16条第3号	清酒等を原料としてリキュール類を製造する場合の承認
酒税法施行令 第56条第3項	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認
酒税法施行令 第56条第3項	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認
酒税法施行規則 第17条第1号	ウイスキー類類似スピリッツを製造する場合の承認
酒税法施行規則 第17条第2号	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認

Ⅱ 主な様式

改正等される主な様式は、次ページ以下のとおりです。

酒類等の製造方法申告書

 收受印		整理番号	※
平成 年 月 日 税務署長 殿	申 告 者	(住所) 〒 (氏名又は名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番 ㊟
酒税法第47条第1項、酒税法施行令第53条第3項 第53条第5項の規定により下記のとおり申告します。 記			
酒類等の種類、品目別			
製造場の所在地 及び名称			
(当初)製造開始年月日	平成	年	月 日
製造終了年月日	平成	年	月 日
銘 柄 等			
製造方法の概要			
使用原料等	別紙のとおり。		

酒類等の製造方法申告書の記載要領

- 1 この申告書は、酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が新たな製造方法による製造を開始するとき又は製造している酒類等でその製造方法による製造を終了したときには、酒類製造場の所轄税務署長あてに提出してください。
- 2 「（当初）製造開始年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 新たな製造方法による酒類等を製造する場合には、その製造方法による製造を開始する年月日
 - (2) 製造している酒類等の製造を終了する場合は、その製造方法による製造を開始した年月日
- 3 「製造終了年月日」欄は、その製造方法による製造を終了する年月日を記載してください。
- 4 「製造方法の概要」欄は、その製造方法の工程について、フローチャートを用いる等により簡記してください。
また、工程中で原料を使用する時期を併せて記載してください。
- 5 「使用原料等」欄には、その詳細を別紙として、CC1-5610-2からCC1-5610-8までに記載して添付してください。
- 6 「整理番号」欄は記載しないでください。

酒 類 製 造 休 止
 酒 母 販 売 業 開 始 (異 動) 申 告 書
 も ろ み

収受印

整理番号 ※

平成 年 月 日 税務署長 殿	申 告 者	(住所) 〒	(電話)	局 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名)		

酒税法第47条第1項・第3項 製造を休止する(申告事項に異動が生じた)ので
 の規定により、
 酒税法施行令第53条第4項・第54条 販売業を開始(休止)したので
 下記のとおり申告します。

記

製造場(販売場)
 の所在地

休止(開始)する
 酒類等及び業態

休止する期間又は
 開始期日

休止の理由

摘 要

酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始（異動）申告書の記載要領

- 1 この申告書は、次のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - (1) 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、酒類の種類・品目、酒母、もろみの区分ごとに一年以上製造を休止しようとするとき。
 - (2) (1)の申告をした製造者が申告した事項につき異動が生じたとき。
 - (3) 酒類販売業者が、その販売業を休止したとき又は休止後再び営業を開始したとき。
 - (4) 酒類販売（媒介）業者が、その販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始したとき。
- 2 酒類、酒母、もろみ、製造、販売業、休止及び開始のうち不要の文字を二重線で抹消してください。
- 3 販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始した者は、「休止する期間又は開始期日」欄に、免許取得年月日を記載してください。
- 4 「整理番号」欄は記載しないでください。

酒類 亡失届出書
 酒母 腐敗
 もろみ

収受印

整理番号 ※

平成 年 月 日	届出者	(住所) 〒		(電話)	局番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)			
酒税法第50条の2第2項の規定により下記のとおり届出します。					
記					
亡失(腐敗)の日時		平成 年 月 日 午 時 分			
亡失(腐敗)の場所					
亡失(腐敗)の原因					
亡失(腐敗)の酒類(酒母、もろみ)	種類				
	品目別				
	アルコール分	エキス分	度	度	
	その他の区分				
	容器区分	容器番号又は容器個数			
	数量		ml		
亡失(腐敗)後の管理及び今後の処理見込み					
亡失(腐敗)の状況					

酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書の記載要領

- 1 この申告書は、製造場内において酒類、酒母若しくはもろみを亡失又は腐敗（酒類が腐敗以外の事由により飲用に供し難くなった場合を含む。）した場合に、直ちに提出してください。ただし、酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括届出しても差し支えありません。
- 2 製造から移出までの工程中における通常の欠減（貯蔵、移動、ろ過、詰口等）と認められるものについては、この届出書を提出する必要はありません。
- 3 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「品目別」欄には、酒税法第4条《品目等》に規定する品目の区分のほかウイスキー原酒及びブランデー原酒についてはその旨を記載してください。
- 4 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「エキス分」欄には、砂糖等を加えたしょうちゅう、スピリッツ類及びリキュール類についてのみ記載してください。
- 5 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 租税特別措置法第87条の3の規定を受ける合成清酒、みりん及びその他の雑酒については、その旨
 - (2) 発泡酒については、酒税法第22条第1項第10号イの(1)、(2)及び(3)の適用区分
 - (3) 酒税法第22条第2項の規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
- 6 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 7 不要な文字は二重線で抹消してください。
- 8 「整理番号」欄は記載しないでください。

ビールの製造免許を受けない旨の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>		整理番号	※
平成 年 月 日 税務署長 殿	届 出 者	(住所) 〒 (氏名又は名称及び代表者氏名) ㊞	(電話) 局 番
所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）附則第 33 条第 1 項の規定によるビールの製造免許を受けない製造場について、下記のとおり届出します。 記			
ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けない製造場の所在地及び名称			
その他参考となる事項			

通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認者印	※	免許者台帳確認印	※
-------	---------------	------	---	----------	---

記 載 要 領

1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号。以下「改正法」という。）附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 1 項の規定により、ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けない場合に、その製造場の所在地の所轄税務署長あてに提出して下さい。

なお、平成 15 年 6 月 2 日までに所轄税務署にこの届出書の提出がない場合は、同項の規定により平成 15 年 4 月 1 日付でビール（麦を原料の一部としたものに限る。）の製造免許を受けたものとみなされます。

（注） 1 ビールの製造免許を受けたものとみなす旨の規定の適用を受けない場合は、該当するすべての製造場について、製造場の所在地の所轄税務署ごとにこの届出書を提出してください。

2 同一税務署管内にビールの製造免許を受けたものとみなす旨の規定の適用を受けない製造場が複数ある場合は、該当する製造場の所在地及び名称を連記してください。

2 「その他参考となる事項」欄には、他の税務署管内において発泡酒の製造免許を受けている製造場がある場合に、該当する製造場の所在地及び名称を記載してください。

3 ※印欄は記載しないでください。

税率の特例適用に係る製造場の選択届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>		整理番号	※
平成 年 月 日	届 出 者	(住所) 〒	
税務署長 殿		(電話)	
		局 番	
(氏名又は名称及び代表者氏名)			
㊞			
清酒等又はビールに係る酒税の税率の特例の適用を受ける製造場の選択をしたいので、下記のとおり届出します。 記			
税率の特例適用対象酒類	種 類	品 目	
税率の特例適用に係る 選 択 製 造 場	所 在 地		
	名 称		
他 の 製 造 場			
所轄税務署	特例適用対象酒類	所 在 地 ・ 名 称	
		所 在 地	
		名 称	
		所 在 地	
		名 称	
		所 在 地	
		名 称	
		所 在 地	
		名 称	

税率の特例適用に係る製造場の選択届出書について

- 1 この届出書は、租税特別措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》又は第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用を受けようとする数量が、月中に200klに達する場合において、1製造場で適用するときは、当該1製造場の所轄税務署長に対して、当該月の酒税に係る期限内申告書を提出するときまでに提出してください。
- 2 「整理番号」欄は記載しないでください。

酒類の製造・移出等承認申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>		整理番号	※
平成 年 月 日 税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒 (氏名又は名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番 ㊟
下記事項について承認を受けたいので、酒税法施行令第56条第4項の規定により申請します。			
記			
申請事項 (根 基 条 文)			
行為場所の 所在地及び名称			
申請理由			
行為年月日 又は行為期間			
承認を受けようとする製造・移出等の 具体的内容又は範囲			
※ <div style="float: right; text-align: right;"> 第 号 平成 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> _____ 税務署長 _____ ㊟ </div>			
酒税法第50条第1項の規定により上記の申請のとおり承認します。			

酒類の製造・移出等承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第 50 条《承認を受ける義務》の規定による承認を受けようとする場合に、2 通提出してください。
- 2 実際に製造・移出等を行おうとする行為別に申請する場合には、製造・移出等の予定年月日及び表 1 に基づいて承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容を記載してください。
 なお、承認を受けようとする製造方法の詳細を申告している場合の具体的内容の記載は、次の例示のとおりとしても差し支えありません。
 (例) 製造方法の詳細は、平成〇年〇月〇日付で酒税法施行令第 53 条第 3 項により申告したとおりである。
- 3 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 1 《承認の取扱い》による申請を行う場合には、製造・移出等を行おうとする行為期間（最長 1 年）及び行おうとする行為ごとに表 2 により承認を受けようとする範囲を記載してください。
- 4 ※印欄は記載しないでください。

表 1

申請事項 (根 基 条 文)	製造・移出等の具体的内容
① 酒税法第 3 条第 3 号ロに規定する清酒を製造すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 1 号)	承認を受けて製造しようとする清酒の製造見込数量及び原料白米に対するアルコールの使用数量 (注) 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 《法第 3 条第 3 号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い》の(2)による清酒の製造方法の承認基準の特例を行うことを予定している場合には、あらかじめ国税局鑑定官室（沖縄国税事務所鑑定官）にご相談ください。
② 清酒にアルコール又はしょうちゅうを加えること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 2 号)	1 清酒及び混和するアルコール又はしょうちゅうの容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 3 混和後の酒類のアルコール分に対する混和アルコール又はしょうちゅうのアルコール分の総量の比率
③ ウイスキー原酒又はブランデー原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 4 号)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量、移出する際の着色度及び品目等の表示方法
④ 砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和すること。 (酒税法施行令第 56 条第 2 項第 1 号)	1 砂糖等を加えたしょうちゅうの容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 混和するアルコール又はしょうちゅうの容器別の、木製の容器に貯蔵した期間、数量、アルコール分及びアルコール分の総量 3 混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量
⑤ しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和すること（砂糖等を加えたしょうちゅうに砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。）。 (酒税法施行規則第 16 条第 1 号)	1 しょうちゅう甲類並びにしょうちゅう乙類の容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2 混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量に対するしょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類のアルコール分の総量の比率
⑥ ウイスキーとブランデーを混和すること。 (酒税法施行規則第 16 条第 2 号)	1 ウイスキー並びにブランデーの容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2 混和後の酒類のアルコール分の総量に対するウイスキー及びブランデーのアルコール分の総量の比率

申請事項 (根 基 条 文)	製造・移出等の具体的内容
⑦ 清酒、合成清酒又はみりんを原料としてリキュール類を製造すること。 (酒税法施行規則第 16 条第 3 号)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量
⑧ 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和すること。 (酒税法施行規則第 16 条第 4 号)	1 混和前のそれぞれの発泡酒の税率の適用区分及び容器別の数量 2 混和後の発泡酒についての税率の適用区分及び容器別の数量
⑨ 酒類に不可飲処置を施すこと。 (酒税法第 50 条第 1 項第 6 号)	1 酒類の種類 (品目別)、容器別の数量、アルコール分及びエキス分 2 不可飲処置の方法の詳細 (混和物品の品名、規格、数量等)
⑩ 砂糖等を加えたしようちゆうを製造すること。 (酒税法施行令第 56 条第 3 項)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量
⑪ 木製の容器に貯蔵したアルコール又はしようちゆう等移出すること。 (酒税法施行令第 56 条第 3 項)	1 木製の容器に貯蔵したアルコール又はしようちゆうの容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 木製の容器に貯蔵した期間 3 移出する際の着色度 4 品目等の表示
⑫ ウイスキー類類似スピリッツを製造すること。 (酒税法施行規則第 17 条第 1 号)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量、移出する際の着色度及び品目等の表示方法等
⑬ 砂糖等を加えたしようちゆうを木製の容器に貯蔵すること。 (酒税法施行規則第 17 条第 3 号)	1 貯蔵しようとする砂糖等を加えたしようちゆうの製造年月日及び製造方法 2 貯蔵しようとする数量、期間及び場所

表 2

申請事項 (根 基 条 文)	承認を受けようとする範囲
① 法第 3 条第 3 号ロに規定する清酒を製造すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 1 号)	平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 (法第 3 条第 3 号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い)の(1)に定める承認基準の範囲内の製造とする。 (注) 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 の(1)のイ又はハにおける、アルコール使用限度数量又は増醸用原料白米使用限度数量のあん分計算を希望する場合には、あらかじめ税務署にご相談ください。
② ウイスキー原酒又はブランデー原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 4 号)	平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 7 (ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い)に定める承認基準の範囲内とする。
③ 砂糖等を加えたしようちゆうにアルコール又は砂糖等を加えたしようちゆう以外のしようちゆうを混和すること。 (酒税法施行令第 56 条第 2 項第 1 号)	1 混和後のもののアルコール分が 26 度未満であり、混和するアルコール又はしようちゆう(木製の容器に貯蔵したものと木製の容器に貯蔵しないものの双方を含む。)が木製の容器に貯蔵した期間が 1 年未満のもの。 2 砂糖等を加えたしようちゆうの甲類又は乙類にそれ以外のしようちゆうの甲類又は乙類を混和する場合は、平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定につ

申請事項 (根基条文)	承認を受けようとする範囲
<p>④ しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和すること(砂糖等を加えたしょうちゅうに砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。) (酒税法施行規則第16条第1号)</p> <p>⑤ 清酒、合成清酒又はみりんを原料としてリキュール類を製造すること。 (酒税法施行規則第16条第3号)</p> <p>⑥ 砂糖等を加えたしょうちゅうを製造すること。 (酒税法施行令第56条第3項)</p> <p>⑦ 木製の容器に貯蔵したアルコール又はしょうちゅう等移出すること。 (酒税法施行令第56条第3項)</p> <p>⑧ ウイスキー類類似スピリッツを製造すること。 (酒税法施行規則第17条第1号)</p> <p>⑨ 砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵すること。 (酒税法施行規則第17条第3号)</p>	<p>いて」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の8〈しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認の取扱い〉の範囲内(アルコール度数に関する規定を除く。)とする。</p> <p>1 しょうちゅう甲類の製造免許を受けている製造場(しょうちゅう乙類の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)の場合 混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満のもので、かつ、しょうちゅう甲類のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えるものとする。</p> <p>2 しょうちゅう乙類の製造免許を受けている製造場(しょうちゅう甲類の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)の場合 混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満のもので、かつ、しょうちゅう乙類のアルコール分の総量が混和後のしょうちゅうのアルコール分の総量の100分の50を超えるものとする。</p> <p>3 しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類の製造免許を併せ受けている製造場の場合 混和後のしょうちゅうのアルコール分が36度未満のものとする。</p> <p>法第50条第2項による。</p> <p>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の12〈木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い〉の承認基準に規定する範囲内とする。</p> <p>平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の13〈木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等移出する場合の承認の取扱い〉の承認基準に規定する範囲内とする。</p> <p>平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の14〈ウイスキー類類似スピリッツを製造する場合の承認の取扱い〉に定める承認事項の範囲内とする。</p> <p>1 砂糖等を加えたしょうちゅうが、木製の容器に貯蔵したことの無いものである場合は、貯蔵期間は1年未満とする。</p> <p>2 砂糖等を加えたしょうちゅうが、木製の容器に貯蔵したことの無いものである場合は、当該貯蔵期間と申請に係る貯蔵期間とを通算して1年未満とする。</p> <p>3 木製の容器に貯蔵したことの無いアルコール等を原料として砂糖等を加えたしょうちゅう又は木製の容器に貯蔵したことの無いアルコール等を混和した砂糖等を加えたしょうちゅうである場合は、当該アルコール等を木製の容器に貯蔵した期間も通算し、当該通算した貯蔵期間が1年未満である場合とする。</p>